

災害援護資金の貸付

- 実施主体 市町村
- 対象災害 県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 受給者 上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 貸付限度額

①世帯主（主たる生計維持者） の1か月以上の負傷	150万円		350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円		
③住居の半壊	170万円(250)		
④住居の全壊	250万円(350)		
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円		

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等
特別の事情がある場合は（ ）内の額

○所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。	

- 利率 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）
- 措置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- 償還期間 10年（据置期間を含む）
- 償還方法 年賦、半年賦又は月賦（元利均等償還）

令和6年度

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

制度概要

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定・扶養している児童の福祉増進を図るため無利子又は低利で資金の貸付を行う制度で、返済の義務があります。

対 象

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦・40歳以上の配偶者のいない女子であって児童を扶養していない方(以下「寡婦等」)
(修学資金等一部の貸付については、その扶養する児童や子、父母のいない児童も含む)

相談・申請窓口

制度、申請方法詳細については下記管轄地域を所管する事務所までお問い合わせください。(令和6年4月1日現在)

事務所名	電話番号(直通)	住 所	管轄地域
仙南保健福祉事務所 (母子・障害班)	0224-53-3132	大河原町字南129-1	白石市・角田市・蔵王町 七ヶ宿町・大河原町・村田町 柴田町・川崎町・丸森町
仙台保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	022-363-5507	塩竈市北浜4丁目8-15	塩竈市・多賀城市・富谷市 松島町・七ヶ浜町・利府町 大和町・大郷町・大衡村
仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 (母子・障害班)	0223-22-2189	岩沼市中央3丁目1-18	名取市・岩沼市・亘理町 山元町
北部保健福祉事務所 (母子・障害第一班)	0229-91-0712	大崎市古川旭4丁目1-1	大崎市・色麻町・加美町 涌谷町・美里町
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (母子・障害班)	0228-22-2118	栗原市築館藤木5-1	栗原市
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (母子・障害班)	0220-22-6118	登米市迫町佐沼字 西佐沼150-5	登米市
東部保健福祉事務所 (母子・障害班)	0225-95-1431	石巻市あゆみ野5丁目7	石巻市・東松島市・女川町
気仙沼保健福祉事務所 (母子・障害班)	0226-21-1356	気仙沼市東新城3丁目3-3	気仙沼市・南三陸町

仙台市にお住まいの方は各区役所へ御相談ください。

※東日本大震災により、上記管轄地域を越えて避難をされている方については、避難先を管轄する事務所でも相談・申請を行うことができます。

宮城県保健福祉部

(参考)

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

令和6年4月1日現在

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備考
事業開始	母子家庭の母、父子家庭の父、母子・父子福祉団体、寡婦等	3,470,000円 母子・父子福祉団体 5,220,000円	-	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	〃	1,740,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修学	ひとり親家庭の親が扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	別表1のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校(一般課程)の場合に5年以内償還
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	[一般] 月額 68,000円 [特別] 一括 816,000円 [特別] * 460,000円	技能習得期間中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	* 自動車運転免許の習得に係るもの
修業	ひとり親家庭の親が扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	一般 月額 68,000円 特別* 460,000円	知識技能の習得 期間中5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	* 自動車運転免許の習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦等	一般 105,000円 * 特別 340,000円	-	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子又は年1.0% (親に係る貸付) 無利子 (児童に係る貸付) 無利子	* 通勤のための自動車購入が必要であると認められる場合
医療介護	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦等	医療・一般 340,000円 医療・特別 480,000円 介護 500,000円	-	医療介護期間 満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	* 児童は医療のみ
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識・技能を習得している間 月額 141,000円 医療又は介護を受けている間 、母子・父子家庭となつて間 もない(7年未満)生活安定期 間中(*1, *2)、失業中 月額 108,000円(但し生計中 心者でない場合は月額70,000 円*3) 家計が急変し児童扶養手当受 給相当まで所得が減少 児童 扶養手当に準拠した額(全部 支給)	技能習得期間中5 年以内 医療又は介護を受 けている期間1年 以内 母子・父子家庭と なつてから7年未 満、 離職した日から1 年以内、 緊急生活安定貸付 期間(家計急変)中 原則3月以内	技能習得若しく は医療・介護終 了後又は生活安 定貸付、失業貸 付若しくは緊急 生活安定期間満 了後6か月間	技能習得 20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内 家計急変 10年以内	無利子 又は 年1.0%	*1 生活安定貸付期間中 合計貸付上限額2,592,000 円 *2 養育費取得に係る裁 判費用については、一括貸 付上限額1,296,000円 *3 現に扶養する子のない 及び扶養する子の生計を維 持していない寡婦も同様
住宅	〃	1,500,000円 * 特別 2,000,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.0%	* 災害等により住宅が全壊した場 合で特に必要と認められる場合や 老朽等による増改築(移築改築を 含む)を行う場合
転宅	〃	260,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	ひとり親家庭の親が扶養する児童、 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	別表2のとおり	-	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及 び修業施設に係る場合は 5年以内で償還
結婚	ひとり親家庭の親が扶養する児童、寡婦等が扶養する子	320,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

(県・保健福祉部子ども・家庭支援課)

- 注1) 修学、修業、就職支度(児童に係る貸付)及び就学支度資金を借りる場合は、お子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。事業開始、事業継続、技能習得、就職支度資金(親に係る貸付)、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.0%になります。
- 注2) 申請には申請書以外の書類(所得証明書、家計費内訳書等)が必要です。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。
- 注3) 申請から貸付までには一定の期間が必要となりますので、お早めに各事務所の担当班へ相談願います。
- 注4) 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとします。また、繰上償還も可能です。
- 注5) 児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も児童に含まれます。
- 注6) 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合は修学資金の限度額が異なります。

別表1 【修学資金の貸付限度額】

(単位:月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000	78,000			
	私立	自宅通学	89,000	89,000			
		自宅外通学	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)		54,000	54,000				

別表2 【就学支度資金の貸付限度額】

(単位:円)

学校種別		貸付金額	学校種別		貸付金額	
小学校		64,300	大学 短期大学	自宅	国公立	410,000
中学校		81,000			私立	580,000
高等学校 専修学校(一般・高等) ※専修学校(一般)は国公立の金額	自宅	国公立	高等専門学校 専修学校(専門課程)	自宅外	国公立	420,000
		私立			私立	590,000
	自宅外	国公立	大学院	国公立	380,000	
		私立		私立	590,000	
修業施設 (中学卒業者)	自宅	150,000	修業施設 (高校卒業者)	自宅	272,000	
	自宅外	160,000		自宅外	282,000	

【貸付について】

- 貸付申請前に事前相談が必要となります。
- 貸付申請の際は面談が必要となります。相談内容や申請時期によっては通常よりも期間を要する場合がありますので、貸付金が必要になる時期を勘案し、お早めに御相談願います。
- 貸付金の振込は、通常、申請書の提出から1か月程度期間を要します。
- 貸付には、一定の条件があります。申請しても要望に添えない場合があります。

【返済について】

- 返済は貸付終了後、一定の据置期間を置いてから返済が開始されます。
- 返済方法は、定められた期間内で年賦・半年賦・月賦から選択できます。
返済開始後の収支状況を具体的に想定し、無理のない借入と返済計画を立ててください。
- 申請により、半年賦を月賦へ変更する等の償還方法の変更が可能な場合があります。
- 申請により、償還未済額の全額を一括して返済(償還)することもできます。
- 修学資金を借り受けていたお子さんが進学した場合には、申請により返済開始の猶予が受けられる場合があります。
- 予定された返済が滞った場合は違約金が発生します。

【借受人・連帯借受人】

- 修学、修業、就学支度及び就職支度の各資金については、連帯借受人の方が借受人と同等の支払義務を負います。
- 貸付を受けることについて、借受人と連帯借受人との間でよく話し合い、返済のときには協力して返済していただきます。

【連帯保証人】

- 連帯保証人は法的に借受人と同等の支払義務を負います。
- 借受人・連帯借受人からの返済が滞った場合は、連帯保証人の方から返済していただくことになります。

〈母子父子寡婦福祉資金の資金種別ごとの概要〉

1 事業開始資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子・父子福祉団体が、事業を開始するのに必要な経費を貸し付けるもので、事業を開始する際に必要とする設備、什器、器械、材料等の購入費用等が対象となります。

2 事業継続資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子・父子福祉団体が、現に営んでいる事業を継続するのに必要な経費を貸し付けるもので、設備、器械等の補修、商品、材料等の新たな購入等に要する経費及び事業を拡張するために必要な費用が対象となります。

3 修学資金

母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦等が扶養している子（孫・曾孫等を含む）を高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるのに直接必要な経費を貸し付けるもので、授業料、書籍代、通学費、教科外活動費等が対象となります。

なお、この資金は父母のいない児童も対象となります(修業資金、就職支度資金、就学支度資金も同様)。

※大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援対象者は、貸付限度額から授業料減免額又は給付型奨学金を差し引いた範囲内で貸し付けとなります。

4 技能習得資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費を貸し付けるもので、授業料、材料費等が対象となります。

5 修業資金

母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦等が扶養している子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費を貸し付けるもので、授業料、材料費等が対象となります。

6 就職支度資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童が就職するに際して必要な経費を貸し付けるもので、被服、履物、通勤用自動車等の購入費用が対象となります。

7 医療介護資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等又は母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童が、医療又は介護(児童は医療のみ)を受けるために必要な経費を貸し付けるもので、医療を受けるために必要となる自己負担分、通院に要する必要最小限の交通費及び医師が必要と認めたあん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用、介護分については、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な費用が対象となります。

8 生活資金

次のような状況にある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等に対してその期間中の生活費を補給することを目的として貸し付ける資金です。

- ① 事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得している方
- ② 医療又は介護を受けている方
- ③ 配偶者のない女子又は男子となって7年を経過していない方(母子家庭の母又は父子家庭の父のみ)
- ④ 働く意志・能力があるにも関わらず失業状態である方
- ⑤ 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した方(母子家庭の母又は父子家庭の父のみ)

9 住宅資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築若しくは増築する場合、又は自ら居住するため、自ら所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付けるものです。(土地又は借地権の取得に必要な資金は、住宅の建設・購入に付随して行う場合のみ対象となります。)

10 転宅資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等がその住居を移転する場合に必要な経費を貸し付けるもので、住宅賃貸借契約により、入居の際条件として納入を要求される敷金、権利金、前家賃などの一時金及び特に必要と認められる運送費にあてるための経費が対象となります。

11 就学支度資金

母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦等が扶養している子が、高等学校、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校へ入学する場合若しくは知識技能を習得させる施設(厚生労働大臣が定める修業施設)へ入所する場合に必要な経費を貸し付けるもので、被服、履物等の購入等に要する費用が対象となります。

なお、特に経済的に困難な事情にある母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童が、小学校又は中学校に入学する場合も対象となります。

12 結婚資金

母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養している児童又は寡婦等が扶養している子が婚姻する際に必要な経費を貸し付けるもので、挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入費用を母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦等が負担する経費が対象となります。

生活福祉資金貸付制度に規定の災害からの復旧・復興に向けた貸付条件等概要一覧

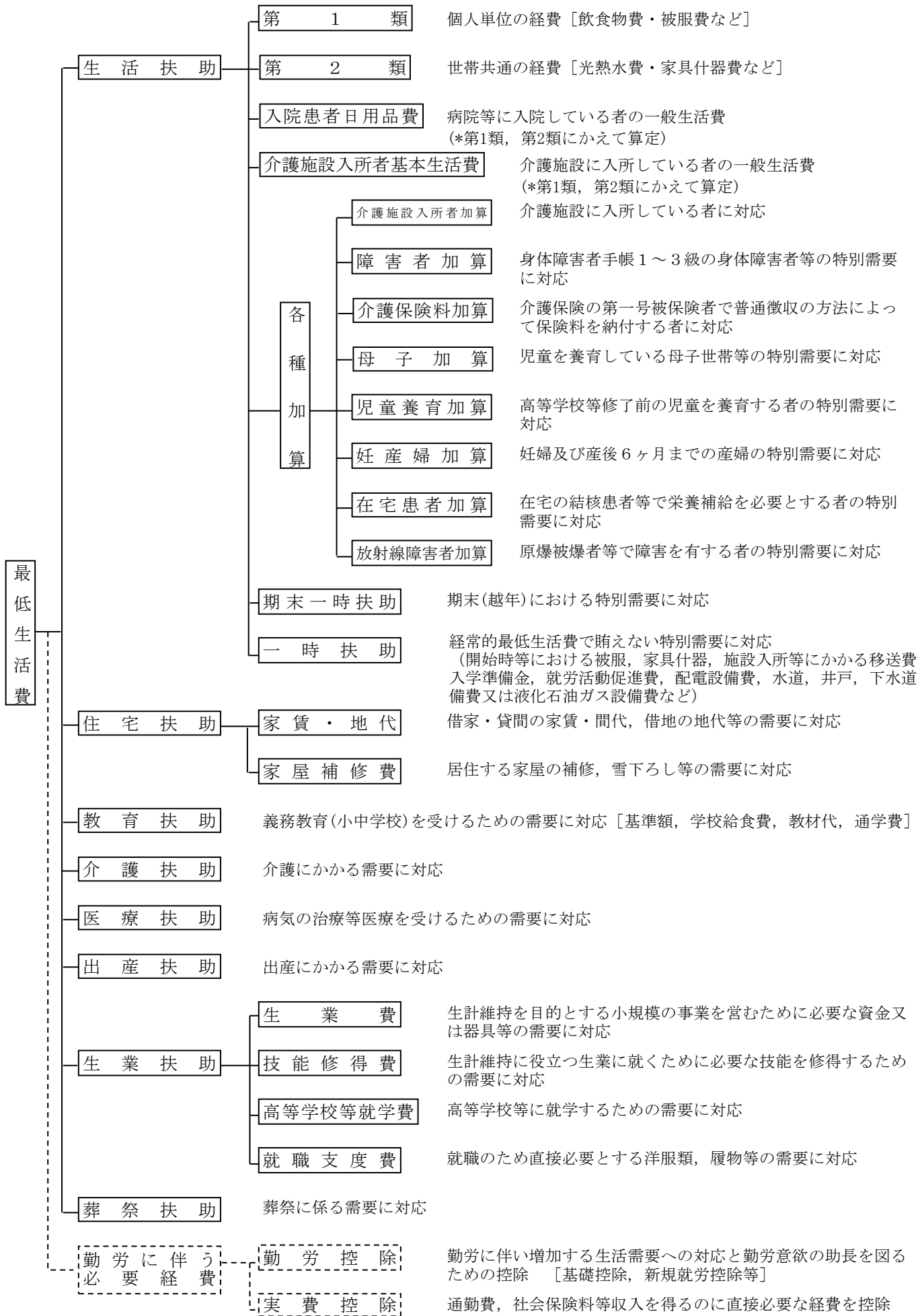
令和5年11月現在

資金種類	貸付条件					
	貸付 限度額	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	連帯 保証人	
福祉資金 低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、下記に掲げる費用として貸し付ける資金 ※福祉費 災害臨時費及び緊急小口資金は、下表の金額の範囲で1回の貸付けとなります。 ※借受相談は、お住いの市区町村社会福祉協議会が窓口となり、借入には審査を要します。審査の結果、ご希望に添えないこともございますのでご承知ください。						
福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	災害を受けたことにより臨時に必要な経費(災害臨時費)	150万円以内	貸付月の翌月より6月以内	据置期間後7年以内	連帯保証人有 →無利子 連帯保証人無 →据置期間後 年1.5%	原則 必要
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用のうち ・火災等被災によって生活費が必要なときなど	10万円以内	貸付月の翌月より2月以内	据置期間後12月以内	無利子	不要

※災害の状況に応じ、貸付の日から最長2年以内の償還据置が可能です。
 ※償還期限日の翌日から、残元金の年3%の延滞利子が加算されます。

最低生活費の体系

[内 容 (概 略)]



災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金

- 実施主体 市町村
- 対象災害 自然災害
 - ・ 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- 受給遺族
 - ① 配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母
 - ② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し, 又は生計を同じくしていた者に限る。)
- 支給額
 - ① 生計維持者が死亡した場合 500万円
 - ② その他の者が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金

- 実施主体 1に同じ
- 対象災害 1に同じ
- 受給者 対象災害により重度の障害(両眼失明, 要常時介護, 両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
- 支給額
 - ① 生計維持者 250万円
 - ② その他の者 125万円

中小企業への融資制度（間接融資）

県中小企業融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、金融機関ではそれに独自の資金を加えて融資枠を設定した上、決められた条件により、中小企業者に必要な資金を融資するものです。融資に当たっては、金融機関及び県信用保証協会における審査が必要となります。

＜主な資金＞

(令和6年4月1日現在)

資金名	融資対象者	限度額	利率 (固定)	償還期間 (据置期間)	担保 保証人	信用保証
中小企業 経営 安定 資金	一般資金 県内に事務所、事業所を有する次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 年1.50% 1年超 年1.90%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	担保 必要に応じ て徴求 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証付
	災害復旧 対策資金 知事の指定する災害により被害を受けた次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年の同月の売上高に比して10%以上減少しているもの (知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの)	一災害 5,000万円	年1.60% 以内	運転・設備 10年以内 (2年以内)		
小 口 事 業 資 金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇	一事業者 2,000万円	1年以内 年1.45% 1年超 年1.85% セーフティネット 5号,7号,8号 認定の場合 年1.30%	運転・設備 7年以内 (1年以内)	担保 原則不要 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証付

農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

令和6年7月1日現在

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
農業関係資金	農林業災害対策資金(県単資金)	農林業経営の再建に必要な資金	災害等により被害又は影響を受け農林業経営の維持が困難となった又は困難となるおそれがある個人及び団体	災害の都度知事が指定	600万 (ただし、農林業被害額から共済金等の額を減じた額を超えない範囲)	5(1)年以内 (特認) 7(1)以内
	(融資条件) 暴風雨、豪雨、降雪、低温等の天災その他事由(以下、「災害等」という。)について、知事が農林業経営に大きな影響があると認めて指定した場合、当該資金の発動を受け、農協、銀行、信用金庫、信用組合のうち市町村と農業災害対策資金利子補給契約を締結した金融機関を通じて融通する。					
	農林業経営サポート資金(県単資金)	農林業経営の維持及び安定を図るために必要な運転資金	指定災害等により農林業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた農林業者	無利子	個人150万円 (特認300万円) 団体等500万円 (ただし、農林業経営への影響額を超えない範囲)	1年以内
	(融資条件) 社会的、経済的要因や局地的な災害等で、知事が農林業経営に大きな影響があると認めて指定した場合、当該資金の発動を受け、農協、銀行、信用金庫、信用組合のうち県と農林業経営サポート資金利子補給契約を締結した金融機関を通じて融通する。					
	農業基盤整備資金(公庫資金)	農地若しくは牧野の新設、改良、造成及び復旧	土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む個人・法人等	最新の利率についてはお問い合わせください	地元負担額	25(10)年以内

(県・農政部農業振興課、水産林政部水産業振興課、林業振興課)

林業関係資金	林業基盤整備資金(公庫資金)	造林	復旧造林(激災法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林事業で、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	林業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合	最新の利率についてはお問い合わせください	融資率 80% (計画森林は90%)	30~55 (20~35)年以内
		樹苗養成施設	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成事業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合	最新の利率についてはお問い合わせください	融資率 80%	15(5)年以内
		林道	自動車道、軽車道及びこれらの附帯施設又は林道の保全に必要な施設(林業集落排水施設及び用水施設)の復旧	林業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人	最新の利率についてはお問い合わせください	融資率 80% (集落排水施設は100%)	20(3)年以内 (特認[林業経営改善計画認定者] 25(7)年以内)
漁業関係資金	水産業災害対策資金(県単資金)	被害施設の補修・更新、当面の運転資金等	居住する市町の長からの被害認定を受けた者	災害の都度、知事が指定	災害の都度、知事が指定	災害の都度、知事が指定	
	漁業経営サポート資金(県単資金)	漁業経営の維持及び安定を図るために必要な当面の運転資金	指定災害等により漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた漁業者	原則無利子	500万円 (ただし、漁業被害額を超えない範囲)	2(1)年以内	
	漁業基盤整備資金(公庫資金)	漁港に係る防波堤等の復旧 漁場、種苗生産施設等の復旧	漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、5割法人・団体、水産業振興法人等	最新の利率についてはお問い合わせください	融資率 80%	20(3)年以内	

共 通	農林漁業施設資金（公庫資金）	<p><共同利用施設> 農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得</p>	<p>1 農業施設の場合 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会</p> <p>2 林業施設の場合 森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合</p> <p>3 水産施設の場合 水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）</p> <p>4 その他の施設の場合 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合</p> <p>5 5 割法人・団体</p> <p>6 農林漁業振興法人</p>	最新の利率についてはお問い合わせください	融資率 80%	20(3)年以内
--------	----------------	--	---	----------------------	---------	----------

共通	農林漁業施設資金（公庫資金）	<p>〈主務大臣指定施設〉 次に掲げる施設の復旧（複合経営施設の復旧を除く。）又は漁船の復旧</p> <p>1 農業施設 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、農機具及び運搬用機器具、果樹の改植又は補植等</p>	<p>農業、林業又は漁業を営む者 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合（農業、林業又は漁業を営む者に転貸する場合に限る。）</p>	<p>最新の利率についてはお問い合わせください</p>	<p>農業施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1施設当たり 300 万円（特認 600 万円）</p>	<p>15(3)年以内 ※果樹の改植等の場合は 25(10)年以内</p>
		<p>2 林業施設 素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設並びに林業生産環境施設</p>		<p>最新の利率についてはお問い合わせください</p>	<p>林業施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1施設当たり 300 万円（特認 600 万円）</p>	
		<p>3 水産施設 漁船、漁具、海面養殖施設、内水面養殖施設、漁船漁業用施設</p>			<p>水産施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1施設当たり 300 万円（特認 600 万円） ・漁船</p>	

					20t 未満の漁船 1 隻当たり 1,000 万円、 20t 以上の漁船 1 隻当たり 4 億 5,000 万円	
共通	農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金)	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金	<p>1 経営改善計画の認定を受けている農林漁業者</p> <p>2 農林漁業所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が 200 万円以上の個人 農林漁業の売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が 1000 万円以上の法人</p> <p>3 その他農業者</p>	最新の利率についてはお問い合わせください	600 万円 (特認) 年間経営費の 12 分の 6 以内または、粗収益の 12 分の 6 以内のいずれか低い額 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合。)	15(3)年以内

※県単資金……………宮城県の独自の融資制度

※公庫資金……………日本政策金融公庫資金

(県・農政部農業振興課、水産林政部水産業振興課、林業振興課)

○経営資金等の融通

農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められた場合において、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	据置期間																													
天災資金	経営資金	種苗・肥料・飼料・農機具（12万円以下のもの）漁業用燃油等の購入資金	被害農林漁業者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者 5.5%以内 一般被害者 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	無																													
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補填に要する資金	被害組合	6.5%以内	3年以内	無																													
天災資金	<p>(融資条件) 天災融資法が発動された場合、農協、銀行等の融資機関を通じて融資する。 なお、天災融資法が発動され、激甚災害法が適用（本激）された場合に、天災資金について、限度額・償還期間等の特例を受けることになる。</p> <p>(貸付限度額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象者</th> <th rowspan="3">適用される法律</th> <th colspan="3">貸付限度額（いずれか低い額）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">損失額の割合</th> <th colspan="2">定額（万円）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般農業者</td> <td>天災融資法</td> <td>45%</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>激甚災害法</td> <td>60%</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>家畜等飼養者</td> <td>天災融資法</td> <td>55%</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>果樹栽培者</td> <td>激甚災害法</td> <td>80%</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>						対象者	適用される法律	貸付限度額（いずれか低い額）			損失額の割合	定額（万円）		個人	法人	一般農業者	天災融資法	45%	200	2,000	激甚災害法	60%	250	2,000	家畜等飼養者	天災融資法	55%	500	2,500	果樹栽培者	激甚災害法	80%	600	2,500
	対象者	適用される法律	貸付限度額（いずれか低い額）																																
損失額の割合			定額（万円）																																
			個人	法人																															
一般農業者	天災融資法	45%	200	2,000																															
	激甚災害法	60%	250	2,000																															
家畜等飼養者	天災融資法	55%	500	2,500																															
果樹栽培者	激甚災害法	80%	600	2,500																															
	<p>注) 1 利率については、発動の都度政令で定める。 2 利率の欄中 ・「特別被害者」とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収50%（開拓者は30%）以上の損失のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業・漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ・「3割被害者」とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者及び開拓者をいう。 3 貸付限度額表の対象者の欄中 ・「家畜等飼養者」とは、家畜等の飼養を主な業務とする者をいう。 ・「果樹栽培者」とは、果樹の栽培を主な業務とする者をいう。</p>																																		

(注) 天災融資法の対象とならない者についても、被害の状況を勘案し、県単独融資制度にも配慮している。

○農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、関係融資機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼、その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準 (昭和 37 年中央防災会議決定)

平成 28 年 2 月 9 日改正

適用条項及び適用措置	指定基準
法第 2 章 (第 3 条) (第 4 条) (公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入総額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入総額 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 5%
法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
法第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害 (当該施設に係る被害見込額 ≤ 5,000 万円と認められる場合は除く) 1 法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5% であることにより法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額 > 農業被害見込額 かつ、次のいずれかに該当するもの (当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額 ≤ 5,000 万円と認められる場合を除く) に適用 (1) 当該災害にかかる漁船等 (漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設) の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 1.5% により、法第 8 条の措置が適用される災害
法第 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考

	<p>慮する。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数 >当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×1%</p>
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額 (第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。) ×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、法第17条 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、法第19条 (市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第2章 (第3条及び第4条) の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

<p>法第22条 (罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 4,000$戸</p> <p>(B基準) 次の1, 2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p> <p>1 被災地滅失住宅戸数$\geq 2,000$戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥ 200戸 (2) 一つの市町村の区域内滅失戸数\geq区域内住宅戸数$\times 10\%$</p> <p>2 被災地滅失住宅戸数$\geq 1,200$戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥ 400戸 (2) 一つの市町村の区域内滅失戸数\geq区域内住宅戸数$\times 20\%$</p>
<p>法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章 (第3条及び第4条) の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

※ 法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)」

2 局地激甚災害指定基準 (昭和43年中央防災会議決定)

平成28年2月9日改正

適用条項及び適用措置	指定基準
<p>法第2章 (第3条) (第4条) (公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する査定事業額$>$当該市町村の当該年度の標準税収入額$\times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入額≤ 50億円 かつ、当該市町村が負担する査定事業額> 2億5千万円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額$>$当該市町村の当該年度の標準税収入額$\times 20\%$</p> <p>(ハ) 50億円$<$当該市町村の当該年度の標準税収入額≤ 100億円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額$>$当該市町村の当該年度の標準税収入額$\times 20\% +$ (当該市町村の当該年度の標準税収入額$- 50$億円) $\times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費の合算額$<$約1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の事業費査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所数$<$約10のものを除く。)</p>

法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt当該市町村の当該年度の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費$<$1千万円のものを除く) ただし、当該経費の合算額$<$約5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数$<$約10のものを除く。）</p>
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt当該市町村の当該年度の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費$<$1千万円のものを除く) ただし、当該経費の合算額$<$約5千万円である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数$<$10のものを除く。）</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額\gt当該市町村内の農業被害額 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt当該市町村の当該年度の漁業所得推定額\times10% (漁船等の被害額$<$1千万円のものを除く) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額の合算額$<$5千万円である場合を除く。</p>
法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るものに限り） \gt当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額\times1.5 (林業被害見込額$<$当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額\times約0.05%のもの を除く) かつ、次の要件のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積$>$300ha 又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積\gt当該市町村の当該年度の民有林面積（人工林に係るもの）\times25%</p>
法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	<p>(4) 中小企業関連被害額\gt当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額\times10% (被害額$<$1千万円のものを除く) ただし、当該被害額の合算額$<$5千万円である場合を除く。</p>
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>法第2章（第3条及び第4条）又は法第5条の措置が適用される場合。</p>

※ 法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」